

地方独立行政法人制度の概要について

1. 適用法令

地方独立行政法人については、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「独法」という。）が適用され、その役職員については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）、及び労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）等が適用されます。

2. 地方独立行政法人の目的

新公立病院改革ガイドライン（平成 27 年 3 月）では、一般地方独立行政法人である「地方独立行政法人（非公務員型）」への移行の検討を要請しています。これは、地方公共団体の枠組みから外すことにより、経営の自立性を確保し、機動性を発揮させるだけでなく、職員にコスト意識を向上させ、経営マインドを醸成させる「意識改革」を促す狙いがあるものと考えられます。

3. 地方独立行政法人（非公務員型）の組織と関係機関

常滑市と半田市が、共同で地方独立行政法人を設立する場合は、次のとおりとなります。

